

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

□ □ □

より良い条例を作り上げるため、条例の趣旨、内容等を広く市民に公表し、御意見を募集します

1

□ □ □ □ □ □

条例案と関連資料を市ホームページ、市庁舎閲覧コーナー、公民館等で公表

2

□ □ □ □

市民からの御意見を募集(30日以上)

3

□ □ □ □

提出された御意見を検討し、できる限り案に反映

4

□ □ □ □

提出された御意見の概要と、それに対する市の考え方を公表

5

□ □ □ □

検討委員会において最終案を検討し、市議会に上程